

姫路市要介護認定進捗確認システムの利用について

本市では、従来、要介護認定の進捗状況（以下、「進捗状況」という）について、電話で問合せいただいた場合は、進捗状況（調査票・主治医意見書のシステムへの取込みの有無、審査会予定日の3点）を回答してきました。

この度、この進捗状況の確認を Web 上で行うことができる「姫路市要介護認定進捗確認システム（以下、「進捗確認システム」という）」を導入することにいたしました。

1. 進捗確認システム利用の概要

進捗確認システムの利用は、事前に介護保険課に利用登録を行い、ID・パスワードの発行を受けた事業所のみ可能です。利用登録を行えるのは、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、介護保険施設等、ケアプランの作成を行う介護事業所です。

要介護認定申請 1 件ごとに発行する受付番号票に記載している受付番号を用いて、進捗確認システムから365日24時間進捗状況の確認を行うことができます。

進捗確認システムからは、申請日、調査票の提出有無、意見書の提出有無、審査会予定日、審査完了日を確認することができます。

2. 利用開始時期

令和3年11月8日（月）申請受付分から受付番号票の発行を行います。

令和3年11月9日（火）から進捗確認システムでの進捗状況の確認が可能です。

※令和3年8月から進捗確認システムの運用開始に際した新様式に変更していますが、受付番号票の発行は11月8日申請受付分からです。

3. 利用の手順

<利用登録方法> **※一度限り**

①姫路市要介護認定進捗確認システム利用登録申請書を介護保険課に提出。

②介護保険課から、システムへのログインID・パスワードを通知。



<進捗確認方法>

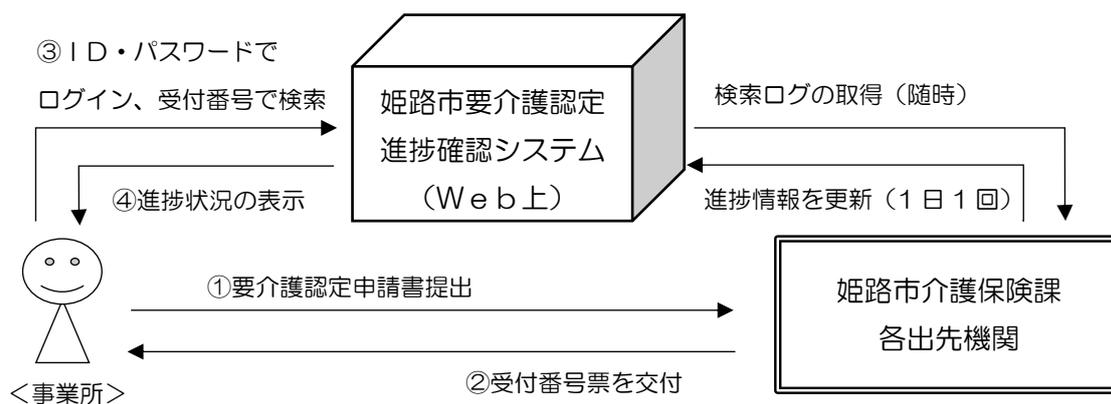
①要介護認定・要支援認定申請書（以下、「要介護認定申請書」という。）を提出。

②資格者証と一緒に受付番号票を交付。

※要介護認定申請書の進捗確認システムへの情報掲載同意欄にチェックが入っている場合に限りです。同意欄へのチェックがない場合は、受付番号票の交付ができませんので、要介護認定申請書を提出する際は、ご確認をお願いします。

③ID・パスワードでシステムにログインし、受付番号で進捗状況を検索。

④進捗状況（申請日、調査票・意見書の提出有無、審査会予定日、審査完了日）の表示。



<利用のポイント>

- ・事前に、介護保険課に登録した事業所のみシステムの利用が可能。
- ・進捗状況の確認に用いるのは、申請時に発行した受付番号票に記載している受付番号のみ。被保険者番号での検索は不可。
- ・受付番号票は、申請受付時に資格者証と一緒に交付
- ・進捗状況の確認が行えるのは、申請日から3カ月間。申請から3カ月を超えた申請については、システムを利用して進捗状況の確認はできない。

4. その他

令和4年1月31日までは、移行期間として従来通り電話での進捗状況の回答も行いますが、令和4年2月1日以降は電話での進捗状況の確認には原則回答いたしません。移行期間終了後は進捗確認システムからの確認をお願い致します。

なお、病院や申請者個人等、進捗確認システムの利用ができない方からの電話での問い合わせには引き続き回答いたします。

5. 問い合わせ先

姫路市介護保険課 担当者：三島、三角、岸（電話：079-221-2447・2448）